

○指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

平成 25 年 3 月 28 日

**規則第 13 号**

指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則をここに公布する。

指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 削除
- 第 3 章 介護予防訪問入浴介護
  - 第 1 節 基本方針(第 46 条)
  - 第 2 節 人員に関する基準(第 47 条・第 48 条)
  - 第 3 節 設備に関する基準(第 49 条)
  - 第 4 節 運営に関する基準(第 49 条の 2—第 55 条)
  - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 56 条・第 57 条)
  - 第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第 58 条—第 61 条)
- 第 4 章 介護予防訪問看護
  - 第 1 節 基本方針(第 62 条)
  - 第 2 節 人員に関する基準(第 63 条・第 64 条)
  - 第 3 節 設備に関する基準(第 65 条)
  - 第 4 節 運営に関する基準(第 66 条—第 73 条)
  - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 74 条—第 76 条)
- 第 5 章 介護予防訪問リハビリテーション
  - 第 1 節 基本方針(第 77 条)
  - 第 2 節 人員に関する基準(第 78 条)
  - 第 3 節 設備に関する基準(第 79 条)
  - 第 4 節 運営に関する基準(第 80 条—第 83 条)
  - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 84 条・第 85 条)
- 第 6 章 介護予防居宅療養管理指導
  - 第 1 節 基本方針(第 86 条)
  - 第 2 節 人員に関する基準(第 87 条)
  - 第 3 節 設備に関する基準(第 88 条)
  - 第 4 節 運営に関する基準(第 89 条—第 92 条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第93条・第94条)

## 第7章 削除

## 第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針(第115条)

第2節 人員に関する基準(第116条)

第3節 設備に関する基準(第117条)

第4節 運営に関する基準(第117条の2—第122条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第123条—第126条)

## 第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針(第127条)

第2節 人員に関する基準(第128条・第129条)

第3節 設備に関する基準(第130条・第131条)

第4節 運営に関する基準(第132条—第141条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第142条—第149条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第150条・第151条)

第2款 設備に関する基準(第152条・第153条)

第3款 運営に関する基準(第154条—第158条)

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第159条—第163条)

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準(第163条の2・第163条の3)

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第164条—第170条)

## 第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針(第171条)

第2節 人員に関する基準(第172条)

第3節 設備に関する基準(第173条)

第4節 運営に関する基準(第174条—第180条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第181条—第187条)

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第188条・第189条)
- 第2款 設備に関する基準(第190条)
- 第3款 運営に関する基準(第191条—第195条)
- 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第196条—第200条)

#### 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

- 第1節 基本方針(第201条)
- 第2節 人員に関する基準(第202条・第203条)
- 第3節 設備に関する基準(第204条)
- 第4節 運営に関する基準(第205条—第216条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第217条—第223条)
- 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
  - 第1款 この節の趣旨及び基本方針(第224条・第225条)
  - 第2款 人員に関する基準(第226条・第227条)
  - 第3款 設備に関する基準(第228条)
  - 第4款 運営に関する基準(第229条—第233条)
  - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第234条・第235条)

#### 第12章 介護予防福祉用具貸与

- 第1節 基本方針(第236条)
- 第2節 人員に関する基準(第237条・第238条)
- 第3節 設備に関する基準(第239条)
- 第4節 運営に関する基準(第240条—第247条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第248条—第250条)
- 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第251条・第252条)

#### 第13章 特定介護予防福祉用具販売

- 第1節 基本方針(第253条)
- 第2節 人員に関する基準(第254条・第255条)
- 第3節 設備に関する基準(第256条)
- 第4節 運営に関する基準(第257条—第261条)
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第262条—第264条)

## 第14章 雑則(第265条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年静岡県条例第28号)第3条、第5条及び第6条の規定に基づき、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。
- (3) 指定介護予防サービス 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。
- (4) 利用料 法第53条第1項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (7) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- (8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。
- (9) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (10) 介護予防支援事業者 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。

(一部改正〔平成31年規則23号〕)

## 第2章 削除

(〔平成27年規則22号〕)

第3条から第45条まで 削除

(〔平成27年規則22号〕)

## 第3章 介護予防訪問入浴介護

### 第1節 基本方針

第46条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第47条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上
- (2) 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第9号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。))第47条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準規則第46条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

る。

### 第3節 設備に関する基準

第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業及び指定訪問入浴介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第49条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第53条の運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定介護予防訪問入浴介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(提供拒否の禁止)

第49条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔平成28年規則15号〕)

(指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難な場合の対応)

第49条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(受給資格等の確認)

第49条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指

定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(要支援認定の申請に係る援助)

第 49 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(心身の状況等の把握)

第 49 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)以下「指定介護予防支援等基準」という。)第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(介護予防支援事業者等との連携)

第 49 条の 8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 49 条の 9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる



旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護の提供)

第 49 条の 10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第 49 条の 11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(身分を証する書類の携行等)

第 49 条の 12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(指定介護予防訪問入浴介護の提供の記録)

第 49 条の 13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(利用料等の額)

第 50 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予

防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域(その指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合に要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防訪問入浴介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第50条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(利用者に関する市町村への通知)

第50条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(緊急時等の対応)

第51条 介護予防訪問入浴介護従業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務

の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 53 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 指定介護予防訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(勤務体制の確保等)

第 53 条の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(業務継続計画の策定等)

第 53 条の 2 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(追加〔令和 3 年規則 25 号〕)

(衛生管理等)

第 53 条の 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(掲示)

第 53 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第 53 条の運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定介護予防訪問入浴介護の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定

介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(秘密保持等)

第 53 条の 5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(広告)

第 53 条の 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(介護予防支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第 53 条の 7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者による介護予防サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕)

(苦情処理)

第 53 条の 8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用

者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(地域との連携等)

第53条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔令和3年規則25号〕)

(事故発生時の対応)

第53条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(虐待の防止)

第53条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に  
対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(会計等の区分)

第53条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ご  
とに、経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業  
の会計を区分しなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(記録の整備)

第54条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸  
記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提  
供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問入浴介護の内容等の記  
録

(2) 第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(4) 第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

第55条 削除

(〔平成27年規則22号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第56条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設  
定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の  
質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利  
用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支  
援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問入浴介護の提  
供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること  
ができるような方法による指定介護予防訪問入浴介護の提供に努めることとし、利用者  
が有する能力を阻害する等の不適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を行わないよう  
配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第 57 条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問入浴介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 1 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触するものについては、指定介護予防訪問入浴介護の提供ごとに消毒したものを使用する。

#### 第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第 58 条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員 1 以上
- (2) 介護職員 1 以上

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業及び基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準規則第 58 条第 1 項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。



(管理者)

第 59 条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第 60 条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業及び基準該当訪問入浴介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 60 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第 61 条 第 1 節、第 4 節(第 49 条の 9、第 50 条第 1 項、第 53 条の 8 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 61 条において準用する第 53 条」と、第 49 条の 13 第 1 項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 50 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 50 条の 2 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

## 第 4 章 介護予防訪問看護

### 第 1 節 基本方針

第 62 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第 63 条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」

という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。)

ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。)

指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準規則第63条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業及び指定訪問看護(指定居宅サービス等基準規則第62条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第63条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第64条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

第65条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専

用の区画を設けることで足りるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 65 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって第 1 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ、同条第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第 4 節 運営に関する基準

(指定介護予防訪問看護を提供することが困難な場合の対応)

第 66 条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、その指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防訪問看護事業所が通常時に指定介護予防訪問看護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(介護予防支援事業者等との連携)

第 67 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の額)

第 68 条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 1 項の療養の給付若しくは同法第 88 条第 1 項の訪問看護療養費又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 64 条第 1 項の療養の給付若しくは同法第 78 条第 1 項の訪問看護療養費のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との

間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防訪問看護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対する介護予防訪問看護の提供の禁止)

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、当該看護師等の同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第70条 看護師等は、指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第71条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点

から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(追加〔令和3年規則25号〕)

(記録等の整備)

第72条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第76条第2項の指示の記録
- (2) 介護予防訪問看護計画
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(準用)

第73条 第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条及び第53条の2の2から第53条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第71条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第49条の12、第53条の2の2第2項、第53条の3第1項及び第3項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴看護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第74条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問看護の提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防訪問看護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
- (2) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防訪問看護の内容、指定介護予防訪問看護の提供を行う期間等について定めた介護予防訪問看護計画(以下「介護予防訪問看護計画」という。)を作成し、主治の医師に提出しなければならない。
- (3) 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画を作成しなければならない。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- (9) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づく指定介護予防訪問看護の提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画に定めた指定介護予防訪問看護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う。

(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。

(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

(13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならない。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(15) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の帳簿書類(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師の指示等)

第76条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

## 第5章 介護予防訪問リハビリテーション

### 第1節 基本方針

第77条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

## 第3節 設備に関する基準

第79条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

## 第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第80条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額又は健康保険法第 63 条第 1 項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項の療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域(その指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が通常時に指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第 81 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(記録等の整備)

第 82 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第 49 条の 13 第 2 項の提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 83 条 第 49 条の 2 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2 から第 53 条の 5 まで、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 67 条及び第 71 条の 2 の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 81 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第 49 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第 49 条の 12、第 53 条の 2 の 2 第 2 項、第 53 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第 53 条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第 71 条の 2 中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第 84 条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 85 条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間等について定めた介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

(3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第 116 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予

防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第124条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。

(10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従った指定介護予防訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録に記載するとともに、医師に報告する。

(11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に定めた指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う。

(12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行う。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

## 第6章 介護予防居宅療養管理指導

### 第1節 基本方針

第86条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し

て、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

## 第2節 人員に関する基準

第87条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者(以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者(指定居宅サービス等基準規則第89条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導(指定居宅サービス等基準規則第88条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第89条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

## 第3節 設備に関する基準

第88条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定居宅療養管理指導の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第90条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

## 第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第 89 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額又は健康保険法第 63 条第 1 項若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項の療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防居宅療養管理指導の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第 90 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号・令和 3 年 25 号〕)

(記録の整備)

第 91 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第 49 条の 13 第 2 項の提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録
- (2) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 92 条 第 49 条の 2 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 10、第 49 条の 12、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2 から第 53 条の 5 まで、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで、第 67 条及び第 71 条の 2 の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 90 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第 49 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第 49 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 53 条の 2 の 2 第 2 項、第 53 条の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第 53 条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第 71 条の 2 中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第 93 条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 94 条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げる

ところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理の下に、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

(3) 前号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行う。

(5) 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議において行わなければならない。

(6) 第4号の情報の提供又は助言をサービス担当者会議において行うことが困難なときは、当該情報の提供又は助言は、原則として、その内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記載する。

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供する。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サー



ビスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録に記載するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

## 第7章 削除

(〔平成27年規則22号〕)

第95条から第114条まで 削除

(〔平成27年規則22号〕)

## 第8章 介護予防通所リハビリテーション

### 第1節 基本方針

第115条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必

要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

第116条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準規則第135条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準規則第134条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、利用者の数が10人を超える場合にあつては提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の

場合にあつては提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、利用者の数が10人を超える場合にあつては提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 医師は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第135条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 設備に関する基準

第117条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションの提供に必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第136条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第117条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域(その指定介護予防通所リハビリテーション事業所が通常時に指定介護予防通所リハビリテーションを提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当と認められるもの

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「利用料等指針告示」という。)に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係る指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(緊急時等の対応)

第117条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(管理者等の責務)

第 118 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、その職務の全部又は一部の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者はこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 119 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔平成 28 年規則 15 号・令和 3 年 25 号〕)

(勤務体制の確保等)

第 119 条の 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテ

ーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第119条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(追加〔平成27年規則22号〕)

(非常災害対策)

第119条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、周辺の環境を踏まえ、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(追加〔平成27年規則22号〕、一部改正〔令和3年規則25号〕)

(衛生管理等)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(記録等の整備)

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(準用)

第122条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の11まで、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで及び第67条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第119条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第123条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図

りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔<sup>くわう</sup>機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下この節において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定介護予防通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う期間等について定めた介護予防通所リハビリテーション計画(以下「介護予防通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

(3) 医師等の従業者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当



該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(8) 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行う。

(10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供状況等について、当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載した指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う。

(11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点)

第 125 条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果  
を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテ  
ーションの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、  
指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏ま  
えつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、国内外の文献等において有効性  
が確認されている等の適切な運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔<sup>くう</sup>  
機能向上サービスを提供すること。

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテ  
ーションの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者  
に危険が伴うような強い負荷を伴う指定介護予防通所リハビリテーションの提供は行わ  
ないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者  
の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第 126 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビ  
リテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急  
時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主  
治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければなら  
ない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビ  
リテーションの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビ  
リテーションの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認する  
とともに、無理のない適度な指定介護予防通所リハビリテーションの内容とするよう努め  
なければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビ  
リテーションの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変  
等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な  
措置を講じなければならない。

## 第 9 章 介護予防短期入所生活介護

### 第 1 節 基本方針

第 127 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護  
予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、  
自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生

活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第128条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第146条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準規則第145条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた  
適当数

2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合におけ

る同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下この節及び次節において「併設事業所」という。)については、老人福祉法その他の法律に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数を確保するものとする。

5 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 機能訓練指導員は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第146条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(管理者)

第129条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(利用定員)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は、20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第128条第2項の場合にあっては、この限りでない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営される場合の利用定員の総数が20人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準規則第148条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3の準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第141条において準用する第119条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第141条において準用する第119条の4第1項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有す

る者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」とい

う。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(第1号に掲げるものを除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第128条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所及び洗面設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 居室 次のいずれにも該当するものとすること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室、食堂、機能訓練室、浴室又は静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居室サービス等基準規則第149条第1項から第7項までに規定する設備及び備品等に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

#### 第 4 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 132 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 137 条の運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者の指定介護予防短期入所生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 49 条の 2 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第 133 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者等との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の額等)

第 134 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり



当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号。以下「居室等基準告示」という。)に定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「算定基準告示」という。)に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係る指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防短期入所生活介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係る指定介護予防短期入所生活介護の提供についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 136 条 介護予防短期入所生活介護従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 137 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員(第 128 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(定員の遵守)

第 138 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第 128 条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員又は居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(衛生管理等)

第 138 条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(追加〔平成 27 年規則 22 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(地域等との連携)

第 139 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力又は地域住民の自発的な活動等との連携を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録等の整備)

第 140 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画

(2) 次条において準用する第 49 条の 13 第 2 項の提供した具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容等の記録

(3) 第 135 条第 2 項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第141条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の2及び第119条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第137条」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第142条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防短期入所生活介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第143条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号の日常生活全般の状況及び利用者の

希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防短期入所生活介護の内容、指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う期間等について定めた介護予防短期入所生活介護計画(以下「介護予防短期入所生活介護計画」という。)を作成する。

(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(7) 介護予防短期入所生活介護従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防短期入所生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(介護)

第 144 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の負担により、その指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 145 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第 146 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第 147 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第 148 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 149 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

## 第 6 節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 150 条 第 1 節、第 3 節から前節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 151 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利

用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第158条において準用する第141条において準用する第119条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第158条において準用する第141条において準用する第119条の4第1項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

らない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備(第1号に掲げるものを除く。)をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第128条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第8号)第31条のユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅



サービス等基準規則第 169 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準規則第 167 条のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第 156 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。

(エ) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとする。

エ 便所 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとする。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとする。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8 メートル(中廊下にあつては、2.7 メートル)以上とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル(中廊下にあつては、1.8 メートル)以上として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。

ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 169 条第 1 項から第 7 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

(準用)

第 153 条 第 130 条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

### 第 3 款 運営に関する基準

(利用料等の額等)

第 154 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係るユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員(第128条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第128条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (5) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第128条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第158条 第132条、第133条、第135条、第136条、第138条の2、第139条から第141条(第119条の2の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第132条第1項中「第137

条」とあるのは「第 155 条」と、第 140 条第 2 項第 2 号及び同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 158 条において準用する第 141 条」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

#### 第 4 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第 159 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第 160 条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担

により、そのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第 161 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 162 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第 163 条 第 142 条、第 143 条、第 146 条から第 148 条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

#### 第 7 節 共生型介護予防サービスに関する基準

(追加〔平成 31 年規則 23 号〕)

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第 163 条の 2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第 118 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第 114 条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の

事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(追加〔平成31年規則23号〕)

(準用)

第163条の3 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の2及び第119条の4、第127条及び第129条並びに第4節(第141条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第137条」と、同項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第132条第1項、第136条及び第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第140条第2項第2号中「次条において準用する第49条の13第2項」とあるのは「第49条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第50条の3」とあるのは「第50条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第53条の8第2項」とあるのは「第53条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第53条の10第2項」とあるのは「第53条の10第2項」と読み替えるものとする。

(追加〔平成31年規則23号〕、一部改正〔令和3年規則25号〕)

#### 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(一部改正〔平成31年規則23号〕)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第 164 条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第 13 条の指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(従業者の員数)

第 165 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1 以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準規則第 180 条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合であっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 167 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上

(3) 栄養士 1 以上

(4) 機能訓練指導員 1 以上

(5) 調理員その他の従業者 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第 2 号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 機能訓練指導員は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事する



ことができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第181条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理に支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(利用定員)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第183条第1項に規定する利用定員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室

- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 居室、食堂及び機能訓練室、浴室、便所並びに洗面所の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 居室 次のいずれにも該当するものとする。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第184条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等に対する支援の体制を整えなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(準用)

第170条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の

2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。)、第119条の2、第119条の4、第127条並びに第4節(第134条第1項及び第141条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第49条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第170条において準用する第137条」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第138条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第140条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第147条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

## 第10章 介護予防短期入所療養介護

### 第1節 基本方針

第171条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

第172条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養

介護事業者が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第 188 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準規則第 187 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第 178 条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 療養病床(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法施行規則(昭和 23 年厚生労働省令第 50 号)第 19 条第 2 項第 3 号に掲げる看護補助者をいう。以下この章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(4) 診療所(前 2 号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員又は介護職員を 1 人以上配置していること。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 188 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

### 第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品)

第 173 条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例(平成 25 年静岡県条例第 26 号)第 2 条第 2 項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

(4) 診療所(前号に規定する療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者 1 人につき 6.4 平方メートル以上とすること。

イ 浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例(平成 30 年静岡県条例第 22 号)第 2 条第 2 項に規定するユニット型介護医療院をいう。第 190 条及び第 194 条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2 前項第 3 号及び第 4 号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するもの

とする。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 189 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

#### 第 4 節 運営に関する基準

(対象者)

第 174 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 18 年旧介護保険法第 8 条第 26 項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

(利用料等の額等)

第 175 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の額については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係る指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該指定介護予防短期入所療養介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係る指定介護予防短期入所療養介護についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 通常の送迎の実施地域

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(定員の遵守)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所(前号に規定する療養病床を有する診療所を除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(記録等の整備)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容等の記録
- (3) 第176条第2項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録



(6) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 180 条 第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで(第 53 条の 9 第 2 項を除く。)、第 119 条の 2、第 119 条の 4、第 120 条、第 132 条、第 133 条第 2 項及び第 139 条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 53 条の 2 の 2 第 2 項、第 53 条の 4 第 1 項並びに第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 177 条」と、第 119 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 120 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 132 条第 1 項中「第 137 条」とあるのは「第 177 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第 181 条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防短期入所療養介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第 182 条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防短期入所療養介護の内容、指定介護予防短期入所療養介護の提供を行う期間等について定めた介護予防短期入所療養介護計画(以下「介護予防短期入所療養介護計画」という。)を作成する。

(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

(4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(7) 介護予防短期入所療養介護従業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防短期入所療養介護の提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

#### (診療の方針)

第 183 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行う。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等(平成 12 年厚生省告示第 124 号)に定めるもののほか行ってはならない。

(6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

#### (機能訓練)

第184条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

#### (看護及び医学的管理の下における介護)

第185条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し当該利用者の負担により、その指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

#### (食事)

第186条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとるよう努めなければならない。

#### (その他のサービスの提供)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

### 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針

並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### 第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第188条 第1節、第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室又は病室(以下この節において「療養室等」という。)及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2款 設備に関する基準

第190条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業

所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第 205 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準規則第 203 条のユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 205 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

### 第 3 款 運営に関する基準

(利用料等の額等)

第 191 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 滞在に要する費用(法第 61 条の 3 第 1 項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額(同条第 4 項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 居室等基準告示に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用(算定基準告示に定める場合を除く。)
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、利用料等指針告示に定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項の費用の額に係るユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用の額に係るユニット型指定介護予防短期入所療養介護についての利用者の同意は、文書によるものとする。

(運営規程)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第193条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなけれ

ばならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正 [令和 3 年規則 25 号])

(定員の遵守)

第 194 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員又は療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患

者とみなした場合において入院患者の定員又は病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(一部改正〔平成30年規則16号〕)

(準用)

第195条 第174条、第176条、第179条及び第180条(第119条の2の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第179条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第195条において準用する第180条」と、第180条中「第177条」とあるのは「第192条」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

#### 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第196条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第197条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。



5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対しその利用者の負担により、そのユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第198条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の病状、心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第200条 第181条から第184条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

## 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

### 第1節 基本方針

第201条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定介護予防特定施設(特定施設

であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第202条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に、利用者の数から30を減じた数が、50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第215条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準規則第215条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設

設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が 30 を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 以上

(イ) 総利用者数が 30 を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 に、総利用者数から 30 を減じた数が、50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

ウ 常に 1 以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1 以上

(4) 計画作成担当者 1 以上(総利用者数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

3 第 1 項及び前項の利用者の数並びに前項の居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 生活相談員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

5 第 1 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人は常勤の者でなければならない。

6 機能訓練指導員は、特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画(第 2 項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第 2 項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第 2 項第 2 号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、それぞれのうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか 1 人が常勤であれば足りるも

のとする。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(管理者)

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

第204条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、指定介護予防特定施設の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防特定施設は、一時介護室(一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室が他に確保されている場合にあつては一時介護室を、機能訓練を行うために適当な広さの場所が他に確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定介護予防特定施設の介護居室(指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすものとする。

ア 一の介護居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難に有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所は、介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準規則第218条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第211条の運営規程の概要、介護予防特定施設従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者の指定介護予防特定施設入居者生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第 49 条の 2 第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定による文書の交付について準用する。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供等)

第 206 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第 207 条 削除

(〔平成 27 年規則 22 号〕)

(サービスの提供の記録)

第 208 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等を記録しなければならない。

(利用料等の額等)

第 209 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第210条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(一部改正〔平成30年規則16号・令和3年25号〕)

(運営規程)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び介護居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(勤務体制の確保等)

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(協力医療機関等)

第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)



第 214 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力又はその自発的な活動等との連携を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第 215 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第 208 条第 2 項の提供した具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の記録
- (3) 第 210 条第 2 項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 212 条第 3 項の結果等の記録
- (5) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 216 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで(第 53 条の 9 第 2 項を除く。)、第 119 条の 4 及び第 138 条の 2 の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条、第 53 条の 2 の 2 第 2 項、第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号並びに第 53 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第 53 条」とあるのは「第 211 条」と、第 138 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第 217 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の介護予防に資する

よう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第 218 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する上での留意点、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う期間等について定めた介護予防特定施設サービス計画(以下「介護予防特定施設サービス計画」という。)の原案を作成する。

(3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

(6) 介護予防特定施設従業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより介護予防特定施設サービス計画に基づく指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に定めた指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行う。

(8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

#### (介護)

第219条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

#### (健康管理)

第220条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

#### (相談及び援助)

第221条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

#### (利用者の家族との連携等)

第222条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (準用)

第223条 第146条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準

用する。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第224条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下「受託介護予防サービス事業者」という。))により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託介護予防サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(一部改正〔平成27年規則22号・30年16号〕)

(基本方針)

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第226条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。))及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第 237 条第 2 項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等基準規則第 236 条の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数と利用者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数の合計数以上であること。

(3) 計画作成担当者 1 以上(総利用者が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。)

3 第 1 項及び前項の利用者の数並びに前項の居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に 1 以上の指定介護予防特定施設の従業者(外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯については、この限りでない。

5 生活相談員のうち 1 人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第 2 項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画(第 2 項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち 1 人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第 2 項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第 227 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設におけ

る他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3款 設備に関する基準

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設(指定介護予防特定施設であつて、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護が行われているものをいう。以下同じ。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての外部サービス利用型指定介護予防特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、外部サービス利用型指定特定施設の建物は耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、介護居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、介護居室の面積が25平方メートル以上である場合にあつては、食堂を設けないことができるものとする。

4 外部サービス利用型指定特定施設の介護居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすものとする。

ア 一の介護居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入り口は、避難に有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(3) 便所は、介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設の構造及び設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準規則第 240 条第 1 項から第 7 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第 4 款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第 229 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称、受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する場合を除く。)及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の介護居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該介護居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第 1 項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第 49 条の 2 第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の規定による文書の交付について準用する。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(運営規程)

第 230 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び介護居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の介護居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第 231 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)又は法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準規則第 3 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準規則第 97 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第 236 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定す



る第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、外部サービス利用型指定介護予防特定施設と同一の市町の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号・28年15号〕)

(記録等の整備)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第234条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記

## 録

- (3) 前条第 8 項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録
- (7) 次条において準用する第 208 条第 2 項の提供した具体的な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等の記録
- (8) 次条において準用する第 210 条第 2 項の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第 212 条第 3 項に規定する結果等の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

### (準用)

第 233 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 11 まで(第 53 条の 9 第 2 項を除く。)、第 119 条の 4、第 138 条の 2、第 206 条から第 210 条まで及び第 212 条から第 214 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条、第 53 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 230 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 53 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 138 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 208 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 212 条第 1 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

### 第 5 款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (受託介護予防サービスの提供)

第 234 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、

具体的な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第 235 条 第 217 条、第 218 条、第 221 条及び第 222 条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 218 条第 7 号中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業所」と読み替えるものとする。

## 第 12 章 介護予防福祉用具貸与

### 第 1 節 基本方針

第 236 条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第 8 条の 2 第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第 237 条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業及び指定介護予防福祉用具貸与の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス等基準規則第 248 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準規則第 248 条第 1 項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者(指定居宅サービス等基準規則第 265 条第 1 項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定居宅サービス等基準規則第 265 条第 1 項

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 第 254 条第 1 項

(管理者)

第 238 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予

防福祉用具貸与事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第244条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区別することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材

指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準規則第247条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第250条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の額)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に

掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域(その指定介護予防福祉用具貸与事業所が通常時に指定介護予防福祉用具貸与を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防福祉用具貸与の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第 241 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年規則25号〕)

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第 242 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号〕)

(福祉用具の取扱種類)

第 243 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第 244 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において、保管又は消毒が適切な方法により行われることを定めなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(一部改正〔令和 3 年規則 25 号〕)

(揭示及び目録の備付け)

第 245 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第 241 条の運営規程の概要その他の利用申込者の指定介護予防福祉用具貸与の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

(記録等の整備)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防福祉用具貸与計画
  - (2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容等の記録
  - (3) 第244条第4項の結果等の記録
  - (4) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録
  - (5) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録
  - (6) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
- (一部改正〔平成27年規則22号〕)

(準用)

第247条 第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第119条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第241条」と、同項、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。）」とあるのは「同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第49条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第50条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第248条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防福祉用具貸与の提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 249 条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なうものとする。

(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、指定介護予防福祉用具貸与の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて貸与する福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第 250 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目



標を達成するための具体的な指定介護予防福祉用具貸与の内容、指定介護予防福祉用具貸与の提供を行う期間等について定めた介護予防福祉用具貸与計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第 264 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う。

8 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(一部改正〔平成 30 年規則 16 号〕)

#### 第 6 節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第 251 条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2 以上とする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業及び基準該当福祉用具貸与(指定居宅サービス等基準規則第 262 条第 1 項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第 252 条 第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで(第 53 条の 8 第 5 項及び第 6 項を除く。)並びに第 119 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 1 節、第 2 節(第 237 条を除く。)、第 3 節、第 4 節(第 240 条第 1 項及び第 247 条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 252 条において準用する第 241 条」と、同項、第 53 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 53 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 49 条の 4 中「同じ。）」とあるのは「同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第 49 条の 8 第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 49 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 49 条の 13 第 1 項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 50 条の 2 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第 119 条の 2 第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 240 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成 27 年規則 22 号・令和 3 年 25 号〕)

## 第 13 章 特定介護予防福祉用具販売

### 第 1 節 基本方針

第 253 条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第 8 条の 2 第 13 項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第 254 条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、

2以上とする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準規則第 248 条第 1 項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準規則第 265 条第 1 項
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第 237 条第 1 項

(管理者)

第 255 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品)

第 256 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売(指定居宅サービス等基準規則第 264 条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第 267 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第 4 節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第 257 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第 258 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第 56 条第 3 項の現に当該指定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域(その指定特定介護予防福祉用具販売事業所が通常時に当該指定特定介護予防福祉用具販売を提供する地域をいう。以下この章において同じ。)

以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定特定介護予防福祉用具販売の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第 259 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる書類を利用者に対して交付しなければならない。

(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を記載した書面

(2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要を記載した書面

(記録等の整備)

第 260 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 特定介護予防福祉用具販売計画

(2) 第 257 条の提供した具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容等の記録

(3) 次条において準用する第 50 条の 3 に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録  
(一部改正〔平成 27 年規則 22 号〕)

(準用)

第 261 条 第 49 条の 2 から第 49 条の 8 まで、第 49 条の 10 から第 49 条の 12 まで、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 3、第 53 条の 5 から第 53 条の 11 まで、

第119条の2第1項、第2項及び第4項、第241条から第243条まで並びに第245条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と、同項、第53条の2の2第2項、第53条の3第3項第1号及び第3号並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。）」とあるのは「同じ。）、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第241条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第242条中「福祉用具に」とあるのは「指定介護予防福祉用具に」と、第243条中「福祉用具を」とあるのは「指定介護予防福祉用具を」と、第245条中「第241条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成27年規則22号・令和3年25号〕)

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第262条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たらなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定特定介護予防福祉用具販売の提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第263条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係る利用者の同意を得る。

- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が定められている場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第264条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定介護予防福祉用具販売の内容、指定特定介護予防福祉用具販売の提供を行う期間等について定めた特定介護予防福祉用具販売計画(以下「特定介護予防福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第250条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

#### 第14章 雑則

(追加〔令和3年規則25号〕)

(電磁的記録等)

第265条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第49条の5第1項(第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(第158条において準用する場合を含む。))、第163条

の3、第170条、第180条(第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)及び第208条第1項(第233条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(追加〔令和3年規則25号〕)

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等基準規則附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第131条第6項第1号ア及びイ、第2号本文並びに第7項の規定は適用しない。

3 指定居宅サービス等基準規則附則第12項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第152条第6項第1号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

4 指定居宅サービス等基準規則附則第11項の規定の適用を受けて受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業及び基準該当短期入所生活介護の事業が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第168条第2項第1号ア及びイ並びに第2号本文の規定は、適用しない。

5 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。)附則第6条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

6 基準省令附則第7条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る一の病室の病床数は、4以下としなければならない。

7 基準省令附則第8条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る病室の床面積は、内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

8 基準省令附則第9条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、機能訓練室は、内法<sup>のり</sup>による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

9 基準省令附則第10条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法<sup>のり</sup>による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

10 基準省令附則第11条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る一の病室の病床数は、4以下としなければならない。

11 基準省令附則第12条に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養病床に係る病室の床面積は、内法<sup>のり</sup>による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

12 指定居宅サービス等基準規則附則第7項の規定の適用を受けているものについては、第204条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

13 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第202条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第226条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする

14 基準省令附則第15条に該当する事業所にあつては、第204条第4項第1号ア及び第228条第4項第1号アの規定は適用しない。

15 基準省令附則第18条に該当する養護老人ホームについては、第228条第4項第1号アの規定は適用しない。

16 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部を改正する省令



(平成 23 年厚生労働省令第 106 号。以下「平成 23 年改正省令」という。)附則第 8 条第 1 項に該当する事業所(平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定の更新を行ったものを除く。)については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成 23 年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準によることができる。

17 平成 23 年改正省令附則第 8 条第 2 項に該当する事業所(平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定の更新を行ったものを除く。)については、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、平成 23 年改正省令による改正前の基準省令に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準によることができる。

18 基準省令附則第 19 条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第 202 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

19 基準省令附則第 20 条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第 226 条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

20 基準省令附則第 21 条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第 204 条及び第 228 条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(追加〔平成 30 年規則 16 号〕)

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 22 号)

改正 平成 28 年 3 月 29 日規則第 15 号

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法(以下「法」という。)第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1) 略

(2) 第5条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「旧指定介護予防サービス等基準規則」という。)第3条から第45条までの規定

3 前項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第4条第2項及び第6項並びに第6条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第2項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第9号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。)第4条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準規則第3条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護の利用者及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第4条	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者

第6条第1項	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準規則第4条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第6条第2項	指定訪問介護事業者	第4条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
第6条第2項	指定居宅サービス等基準規則第6条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

4 第2項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第41条第3項及び第43条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準規則第41条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第43条第2項	基準該当訪問介護の事業	第41条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準規則第43条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所」という。)又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

(1)及び(2) 略

(3) 旧指定介護予防サービス等基準規則第7条から第13条まで(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第14条(第106条において準用する場合に限る。)、第15条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第16条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第18条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第20条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第22条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第23条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第29条から第32条まで(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第33条第1項から第4項まで(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第33条第5項及び第6項(第106条において準用する場合に限る。)、第34条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第36条(第106条及び第114条において準用する場合に限る。)、第95条から第114条まで、第164条、第165条第4項、第168条第1項及び第169条の規定

6 前項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第96条第1項第3号及び第7項並びに第98条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が、法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第96条第1項第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準規則第98条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
号	指定通所介護(指定居宅サービス等基準規則第97条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定す	当該第1号通所事業

	る指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業	
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第96条第7項	指定通所介護事業者等	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第98条第1項から第5項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第98条第5項	指定通所介護事業者等	第96条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準規則第100条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

(一部改正〔平成28年規則15号〕)

7 第5項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準規則第111条第1項第3号及び第6項並びに第113条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第111条	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準規則第130条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
-------	----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

第 1 項 第 3 号	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第 11 1 条 第 6 項	基準該当通所介護の事業 指定居宅サービス等基準規則第130条第1項から第4項までに規定する	第1項第3号に規定する第1号通所事業 市町村の定める当該第1号通所事業の
第 11 3 条 第 4 項	基準該当通所介護の事業 指定居宅サービス等基準規則第132条第1項から第3項までに規定する	第111条第1項第3号に規定する第1号通所事業 市町村の定める当該第1号通所事業の

(一部改正〔平成28年規則15号〕)

8 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第5条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第231条第2項の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。)」とする。

9 新指定介護予防サービス等基準規則第231条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護

予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則(平成28年3月29日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第253条第1号の改正及び第2条中指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第249条第1号の改正は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この規則の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準規則」という。)第86条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準規則第86条から第88条まで及び第94条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月29日規則第23号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第38条の2(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274

条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)第53条の10の2(新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新養護老人ホーム基準規則」という。)第29条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)第38条の2(新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)第38条の2(新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)第37条の2、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)第30条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第33条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第39条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。)、第55条(新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準規則第113条及び第133条において準用する場合を含む。)、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。)、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準規則第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。)、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条、第241条(新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第



261 条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第 6 条、新指定介護老人福祉施設基準規則第 26 条及び第 48 条、新介護老人保健施設基準規則第 27 条及び第 48 条、新指定介護療養型医療施設基準規則第 26 条、新特別養護老人ホーム基準規則第 6 条(新特別養護老人ホーム基準規則第 46 条において準用する場合を含む。 )及び第 32 条(新特別養護老人ホーム基準規則第 50 条において準用する場合を含む。 )、新軽費老人ホーム基準規則第 6 条(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。 )並びに新介護医療院基準規則第 28 条及び第 49 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。 )」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第 30 条の 2(新指定居宅サービス等基準規則第 40 条の 3、第 45 条、第 57 条、第 61 条、第 77 条、第 87 条、第 96 条、第 111 条、第 113 条、第 133 条、第 144 条、第 166 条(新指定居宅サービス等基準規則第 179 条において準用する場合を含む。 )、第 179 条の 3、第 186 条、第 202 条(新指定居宅サービス等基準規則第 214 条において準用する場合を含む。 )、第 235 条、第 246 条、第 261 条、第 263 条及び第 274 条において準用する場合を含む。 )、新指定介護予防サービス等基準規則第 53 条の 2 の 2(新指定介護予防サービス等基準規則第 61 条、第 73 条、第 83 条、第 92 条、第 122 条、第 141 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 158 条において準用する場合を含む。 )、第 163 条の 3、第 170 条、第 180 条(新指定介護予防サービス等基準規則第 195 条において準用する場合を含む。 )、第 216 条、第 233 条、第 247 条、第 252 条及び第 261 条において準用する場合を含む。 )、新養護老人ホーム基準規則第 22 条の 2、新指定介護老人福祉施設基準規則第 27 条の 2(新指定介護老人福祉施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。 )、新介護老人保健施設基準規則第 28 条の 2(新介護老人保健施設基準規則第 51 条において準用する場合を含む。 )、新指定介護療養型医療施設基準規則第 27 条の 2、新特別養護老人ホーム基準規則第 23 条の 2(新特別養護老人ホーム基準規則第 40 条、第 46 条及び第 50 条において準用する場合を含む。 )、新軽費老人ホーム基準規則第 23 条の 2(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。 )並びに新介護医療院基準規則第 29 条の 2(新介護医療院基準規則第 52 条において準用する場合を含む。 )の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス等基準規

則第 31 条第 3 項(新指定居宅サービス等基準規則第 40 条の 3、第 45 条、第 57 条、第 61 条、第 77 条、第 87 条、第 96 条及び第 274 条において準用する場合を含む。)、第 109 条第 2 項(新指定居宅サービス等基準規則第 113 条、第 133 条及び第 166 条(新指定居宅サービス等基準規則第 179 条において準用する場合を含む。)、第 179 条の 3、第 186 条、第 235 条及び第 246 条において準用する場合を含む。)、第 142 条第 2 項(新指定居宅サービス等基準規則第 202 条(新指定居宅サービス等基準規則第 214 条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第 258 条第 2 項(新指定居宅サービス等基準規則第 263 条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス等基準規則第 53 条の 3 第 3 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 61 条、第 73 条、第 83 条、第 92 条及び第 261 条において準用する場合を含む。)、第 120 条第 2 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 180 条(第 195 条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 138 条の 2 第 2 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 158 条、第 163 条の 3、第 170 条、第 216 条、第 233 条において準用する場合を含む。)及び第 244 条第 6 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 252 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この規則の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第 55 条の 2 第 3 項(新指定居宅サービス等基準規則第 61 条において準用する場合を含む。)、第 106 条第 3 項(新指定居宅サービス等基準規則第 113 条、第 133 条、第 144 条、第 166 条、第 179 条の 3、第 186 条及び第 202 条において準用する場合を含む。)、第 177 条第 4 項、第 212 条第 4 項及び第 231 条第 4 項(新指定居宅サービス等基準規則第 246 条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第 53 条の 2 第 3 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 61 条において準用する場合を含む。)、第 119 条の 2 第 3 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 141 条、第 163 条の 3、第 170 条及び第 180 条において準用する場合を含む。)、第 156 条第 4 項、第 193 条第 4 項及び第 212 条第 4 項(新指定介護予防サービス等基準規則第 233 条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第 22 条第 3 項、新指定介護老人福祉施設基準規則第 27 条第 3 項及び第 49 条第 4 項、新介護老人保健施設基準規則第 28 条第 3 項及び第 49 条第 4 項、新指定介護療養型医療施設基準規則第 27 条第 3 項、新特別養護老人ホーム基準規則第 23 条第 3 項(新特別養護老人ホーム基準規則第 46 条において準用する場合を含む。)及び第 38 条第 4 項(新特別養護老人ホーム基準規則第 50 条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第 23 条第 3 項(新軽費老人ホーム基準規則附則第 26 項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第 29 条第 3 項及び第 50 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第 42 条第 1 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき入所定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア及び第 49 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準規則第 169 条第 6 項第 1 号ア(イ)、新指定介護予防サービス等基準規則第 152 条第 6 項第 1 号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準規則第 33 条第 4 項第 1 号ア(イ)及び第 48 条第 4 項第 1 号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準規則第 169 条第 6 項第 1 号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新指定居宅サービス等基準規則第 146 条第 1 項第 3 号
	第 49 条第 2 項	第 177 条第 2 項
新指定介護予防サービス等基準規則第 152 条第 6 項第 1 号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新指定介護予防サービス等基準規則第 128 条第 1 項第 3 号
	第 49 条第 2 項	第 156 条第 2 項
新特別養護老人ホーム基準規則第 33 条第 4 項第 1 号ア(イ)及び第 48 条第 4 項第 1 号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第 2 条第 1 項第 3 号ア	新特別養護老人ホーム基準規則第 10 条第 1 項第 4 号ア
	第 49 条第 2 項	第 38 条第 2 項(新特別養護老人ホーム基準規則第 50 条において準用する場合を含む。)

8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 9 号)附則第 7 条に規定する建物の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第 1 条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 169 条第 6 項第 1 号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)、第 2 条の規定による改正前の指定介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第 152 条第 6 項第 1 号ア(ウ) (後段に係る部分に限る。)、第 4 条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則第 42 条第 1 項第 1 号ア(ウ)b 並びに第 7 条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第 33 条第 4 項第 1 号ア(エ)b 及び第 48 条第 4 項第 1 号ア(エ)b の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。